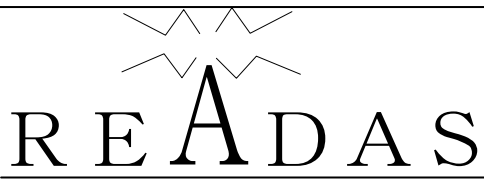


第 5634 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 1月23日 月曜日
----------------	--	--

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ タワーマンションに係る税の改正

Q：平成29年の税制改正で、タワーマンションに係る税の取扱いが改正されたとか。どのようなのですか？

A：次のようになります。

【解説】

平成29年の税制改正では、タワーマンションに係る固定資産税及び都市計画税が見直されました。主な内容は、次のとおりです。

- ①高さが60メートルを超える建築物（超高層建築物）のうち複数の階に住戸が所在しているもの（居住用超高層建築物）については、その居住用超高層建築物全体に係る固定資産税額を各区分所有者に按分する際に用いる各区分所有者の専用部分の床面積を階層別専有床面積補正率により補正する。
- ②階層別専有床面積補正率は、居住用超高層建築物の1階を100とし、階が一を増すごとに、これに10を39で除した数を加えた数値とする。
- ③居住用以外の専有部分を含む居住用超高層建築物においては、まずその居住用超高層建築物全体の固定資産税額を床面積により居住用部分と非居住用部分に按分の上、居住用部分の税額を各区分所有者に按分する場合についてのみ階層別専有床面積補正率を適用する。
- ④①から③に加え、天井の高さ、附帯設備の程度について著しい差異がある場合には、その差異に応じた補正を行う。
- ⑤この改正は、平成30年度から新たに課税されることとなる物件から適用する。

